

山梨県公報

第七十四号

令和三年

三月十五日

月 曜 日

目次

告示

○救急病院等の認定(二件).....	一〇九
○家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施.....	一〇九
○豚熱の予防注射の実施.....	一一一
○道路の供用開始(二件).....	一一二
○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件).....	一一二
○有害図書類の指定.....	一一三
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	一一三
○国土調査の成果の認証(二件).....	一一三
○公共測量の実施(三件).....	一一四
人事委員会	
○山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	一一四
公安委員会	
○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	一一五
○山梨県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則.....	一一五

告示

山梨県告示第七十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年三月十五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

所在地

医療法人恵信葦崎会恵信葦崎相互病院

葦崎市一ツ谷千八百六十五番一

二 認定期限 令和六年三月三日

山梨県告示第七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年三月十五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

所在地

北杜市立甲陽病院

北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 認定期限 令和六年三月十四日

山梨県告示第七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ症及び結核の発生状況及び動向の把握のため	県内全域	実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一 ブルセラ症検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酵素免疫測定法による検査 3 その他必要な検査 二 結核検査

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛</p>	<p>での間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>	<p>1 ツベルクリン検査 2 その他必要な検査</p> <p>一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査</p>
<p>富士河口湖町の区域を除く）及び北都留郡の区域</p>	<p>5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡（富士河口湖町の区域に限る）の区域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 県外から導入された牛</p>	

牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため	県内全域	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査
アカバネ病の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 中和反応検査 二 臨床検査
馬伝染性貧血の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査
豚熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 蛍光抗体法による検査 三 PCR法による検査 四 その他必要な検査

アフリカ豚熱の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 PCR法による検査 二 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
家きんサルモネラ症の発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	凝集反応検査（急速凝集反応法）
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第八十号
 一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。
 令和三年三月十五日
 山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法

豚熱の発生 予防のため	県内全 域	実施区域内で飼育し ている豚及びいのしし で飼育している区域を 所管する家畜保健衛生 所長の指定するもの	令和三年四月 一日から令和 四年三月三十 一日までの間 において対象 家畜を飼育す る区域を所管 する家畜保健 衛生所長の指 定する日	皮下又は筋肉内注射
----------------	----------	--	--	-----------

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年四月五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂線	南都留郡西桂町倉見字東海戸道 上七九四番一地从先から 南都留郡西桂町倉見字東海戸道 上八〇八番一地从先まで	四七・五	令和三年三 月十五日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	山梨市堀内字西小揚七八三番一 地先から 山梨市堀内字小揚五五八番一地 先まで	八三・二	令和三年三 月二十五日

山梨県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画法の事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 四・四・四号 中央市総合防災公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から令和五年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画法の事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十二年九月二十六日から令和八年三月三十一日まで
 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号、平成二十二年山梨県告示第三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第八十号、平成二十四年山梨県告示第四百二十九号、平成二十五年山梨県告示第二百九十八号、平成二十七年山梨県告示第二百三十二号、平成二十九年山梨県告示第七十六号、平成三十年山梨県告示第九十六号及び令和二年山梨県告示第九十六号の事業地に、富士吉田市大字下吉田字中丸尾及び字河大杉、大字松山字沢畑、大字上吉田字諏訪内及び字南川久保、大字新屋字東小倉、字中ザス及び字堰林並びに大字小明見字西岩石の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和三年三月十六日から施行する。

令和三年三月十五日

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

名 称	発 行 所
ヤングアニマルNo22	(株) 白泉社
ヤングコミック2020年12月号	(株) 少年画報社
劇画シークレットvol.1 ミリオンムック17	(株) 大洋図書
RKムック「COMIC デカ」VOL.4	(株) 楽楽出版
まんが水商売夜の残酷実話	(株) コアマガジン

恋愛白書パステル 2021 2月号	(株) 宙出版
凶刃者【ブレイダー】	(株) リイド社
眼鏡さんは塩対応	(株) 少年画報社
BROTHERS スーパーサイボーグHEM	(株) リイド社
官能告白私小説7	(株) 一水社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和三年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人CDY
- 2 代表者の氏名 衣川哲史
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市
- 4 定款に記載された目的 この法人は山梨県において充実したスポーツ指導の環境を提供することで子供たちの健全な育成に貢献することと、スポーツ事業の魅力を発信することで地域の発展につながることを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和三年三月八日から同年四月八日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年三月十五日

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 令和元年五月二十四日から令和三年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 西八代郡市川三郷町大字大塚の一部
- 五 認証年月日 令和三年三月八日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年三月十五日

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十五年五月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字常葉の一部
- 五 認証年月日 令和三年三月八日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山中湖村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 山中湖村
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年一月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士河口湖町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年一月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十五日

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十六日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和三年三月十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七部の項中 「被疑者取調べ監督室長」を「県民広報相談センター所長」

「被疑者取調べ監督室長」を「県民広報相談センター所長」

に、「航空隊長」を「航空隊長 サイバー犯罪対策室長」に改め、同表葎崎警察署富士吉田警察署

の項中「**韭崎警察署**」を「**甲斐警察署**」に改める。

附則

この規則中別表第七本部の項の改正規定は令和三年三月十九日から、同表**韭崎警察署**富士吉田警察署の項の改正規定は同年五月六日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県警察の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)

の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「**韭崎警察署**」を「**甲斐警察署**」に改める。

別表第三**韭崎警察署**の部**韭崎交番**の項の前に次のように加える。

署所在地	甲斐市志田六七〇
	甲斐市のうち下今井、志田、宇津谷、岩森、菫浦沢、団子新居及び大埜(双葉高原団地内を除く。)

別表第三**韭崎警察署**の部**塩崎警察官駐在所**の項を削る。

(山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則(平成二十二年山梨県公安委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

別表中「**韭崎警察署**」を「**甲斐警察署**」に改める。

(地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部改正)

第三条 地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則(平成三年山梨県公安委員会規則第一号)

の一部を次のように改正する。

別表中「**韭崎**」を「**甲斐**」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年五月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県警察の組織等に関する規則に規定する**韭崎警察署**に勤務する者は、この規則による改正後の山梨県警察の組織等に関する規則に規定する**甲斐警察署**に勤務を命ぜられたものとする。

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則

(山梨県警察国有物品管理規則の一部改正)

第一条 山梨県警察国有物品管理規則(昭和三十九年山梨県公安委員会規則第四号)

の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「**押印**」を「**使用者名を記入**」に改める。

第二十一条中「**押印**」を削る。

第一号様式中「**㊟**」を削る。

第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「**㊟**」を「**品簿帳次**」に改める。

第六号様式中

	物品出納簿登記済	物品供用簿登記済	領収印
年月日	㊟	年月日	㊟

を「**物品出納簿登記済**」に改める。

年月日	(記録者名)	年月日	(記録者名)
物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	

第七号様式を次のように改める。

別記様式第十四の八中「㉔」を削る。

別記様式第十四の十中「㉔」を「㉕」に改める。

別記様式第十五中「㉔」を削り、同様式中備考三を削り、備考四を備考三とする。

別記様式第十五の二中「㉔」を「㉕」に改め、同様式中備考三を削り、備考四を備考三とする。

別記様式第十五の六中「㉔」を「㉕」に改める。

別記様式第二十二から別記様式第二十四までの規定中「㉔」を削る。

別記様式第二十八及び別記様式第二十九中「㉔」を削る。

別記様式第二十九の二中「㉔」を削る。

別記様式第三十九から別記様式第四十一までの規定中「㉔」を削る。

(自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正)

第七条 自転車運転者講習の実施に関する規則(平成二十七年山梨県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「㉔」を削る。

第七号様式中「㉔」を削る。

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第八条 更新時講習の実施に関する規則(平成十八年山梨県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第四号様式及び第四号様式の二中「㉔」を削る。

(山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則の一部改正)

第九条 山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則(平成二十三年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を削る。

第二号様式中「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を有しないものを「破産手続開始の決定を受けて復権を待たない者」及び「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、「㉔」を削る。

第五号様式及び第七号様式中「㉔」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。